

「北海道地球温暖化対策推進計画」の概要

＜第1章＞ 総論

※計画策定の趣旨・位置づけ・計画の期間・対象ガス等について記載。

- 計画策定の趣旨：道として、地球温暖化防止に向け、地域から貢献するという視点に立ち、法令等を踏まえ、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。
- 計画の位置づけ：本計画は、温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画」、北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「地球温暖化対策推進計画」及び北海道環境基本計画の個別計画として位置づける。
- 計画の期間：2010（平成22）年度～2020（平成32）年度
- 対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄
- 計画策定の視点：北海道環境基本計画で示す将来像の視点を踏まえ、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の実現を通してエコアイランド北海道を目指す。
- 目指す姿：本道が21世紀半ばに目指す姿を「家庭」「事業活動」「地域」の3つの視点で整理
 - ・ 家庭で～心の豊かさが感じられる質の高い生活
 - ・ 事業活動で～健全な物質循環を保ち環境と経済が調和した社会
 - ・ 地域で～地域における一つひとつの取組を積み重ね環境負荷が少ない社会

＜第2章＞ 対策の現状及び課題

※温暖化のメカニズム・現状・取組、排出量の現況推計について記載。

- 1990（平成2）年度（基準年度）の温室効果ガス排出量
 - ・ 6,366万t-CO₂
- 2007（平成19）年度の温室効果ガス排出量
 - ・ 7,242万t-CO₂（基準年度比13.8%増）
- 2007（平成19）年度の温室効果ガス排出量から森林吸収量を除いた差引排出量
 - ・ 6,389万t-CO₂（基準年度比0.4%増）
- 地球温暖化防止計画（平成12年策定）の削減目標の達成状況
 - ・ 差引排出量では、基準年度比9.2%削減に対し、9.6ポイントの乖離

＜第3章＞ 削減目標

※排出量等の将来予測、削減目標設定の考え方などについて記載。

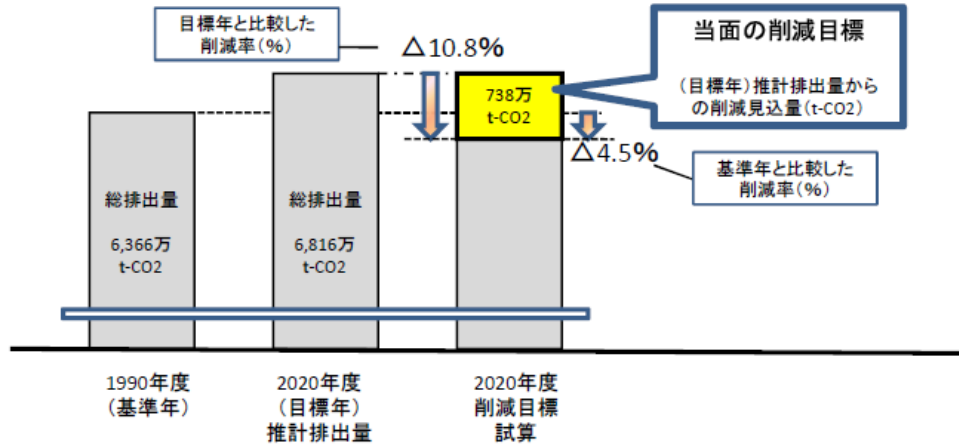
- 基準年及び目標年
 - ・ 基準年：1990（平成2）年度、目標年：2020（平成32）年度
- 排出量の将来推計
 - ・ 人口・世帯数、経済成長率のほか、各部門別に見た今後の排出量の推移から推計
- 削減目標（削減量）
 - ・ 2020（平成32）年度の排出量から、当面、738万t-CO₂の削減量を見込む。
- 温室効果ガス削減シナリオ
 - ・ 温室効果ガスの削減量は、現段階で積算が可能な国や道の各種計画などから積算
 - ・ 現時点で明らかにされていない新たな国の施策（地球温暖化対策税、国内排出量取引制度等）及び、2013年以降の国際ルールなどが明らかにされていないために見込めない森林吸収量については、算入しないこととし、今後、これらが明らかになった段階で、削減量を再算定するものとする。

区 分	削減シナリオにおける取組（抜粋）
二酸化炭素の排出抑制対策	
道民の取組	北海道環境行動計画による取組など
事業者の取組	省エネ機器・性能の向上、再生可能エネルギーの導入など
運輸関係の取組	環境に配慮した自動車の利用など
廃棄物関係の取組	3Rの推進など
二酸化炭素以外の排出抑制対策	
事業者の取組	代替フロン等3ガスの削減、メタンの削減
廃棄物関係の取組	3Rの推進など

削減目標の考え方

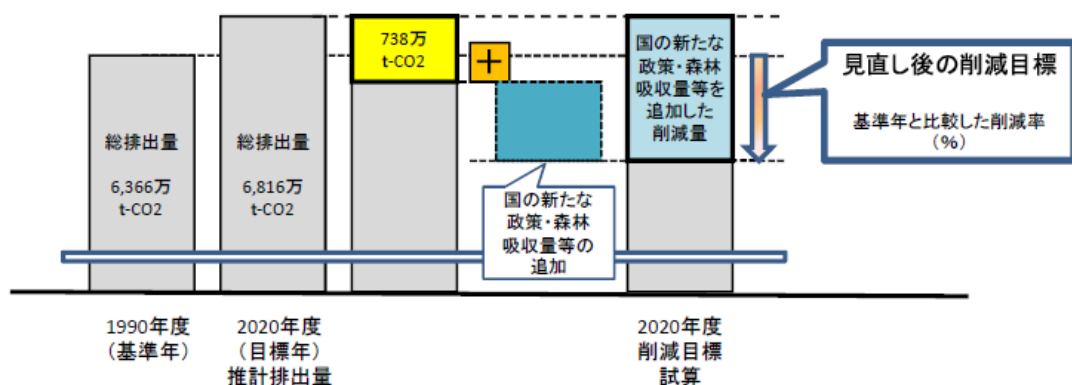
1 当面の削減目標

国や道の既存の各種計画などにより、現段階で積算が可能な削減量を当面の削減目標とします。



2 削減目標の見直し

国の新たな施策や森林等の吸収量の算定ルールなどが具体的に示された時点で削減目標の見直しを行います。



<第4章> 対策・施策

※排出抑制等の対策・施策、重点施策について記載。

- 主な排出抑制等の対策・施策
 - ・ 二酸化炭素の排出抑制対策
 - 産業、運輸、民生（家庭・業務）、工業プロセス、エネルギー転換の各部門ごとの対策・施策
 - ・ 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制対策
 - メタンや代替フロン等対策の推進
 - ・ 森林等による二酸化炭素吸収源対策
 - 森林の整備・保全や都市における緑地の保全など
 - ・ 共通的・基盤的施策
 - 北海道地球温暖化防止活動推進センターと連携・協働した普及啓発・活動支援、環境に配慮する人づくりや地産地消の推進など
- 重点施策
 - 本道の地域特性や強みを活かして、重点的に取り組む施策について記載
 - ・ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
 - ・ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等
 - ・ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進

- 各主体の役割
道、事業者、道民、民間団体、市町村の役割のほか、北海道地球温暖化防止活動推進センターや北海道地球温暖化防止活動推進員等の役割
- 計画の推進体制
 - ・ 庁内（知事を本部長とする「北海道地球温暖化対策推進本部」）及び地域における推進体制
 - ・ 施策の実施状況の評価・公表（毎年）